沼津市中小企業振興基本条例（案）骨子

沼津市は、静岡県東部地域で、駿河湾の湾奥に位置しており、広域交通の要衝として発展してきました。また、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれたことにより、南部地域のみかんや愛鷹山麓の茶の生産に代表される農業、全国でも有数の取引量を誇る魚市場を有する水産業、沼津駅の南北に連なる商店街や沼津港の飲食店街等に代表される商業・サービス業、金属製品、生産用機械器具、電気機械器具、さらには食料品製造までを網羅する工業等の各産業がバランスよく集積した都市であります。

本市に立地する企業の大多数を占める中小企業は、需要を創出することにより、市民に雇用の機会を提供し、地域経済を支えるとともに、市民生活において、地域のにぎわいづくりに貢献するなど、まちづくりの担い手としても重要な存在であります。

しかしながら、経済活動のグローバル化や、人口減少、少子高齢化等、経済環境が変化する中で、市場の縮小や働き手の確保等、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらには、地震や津波等の大規模災害等による危機への備えの必要性を認識し、企業経営の存続だけでなく市民生活を支えるためにも、積極的な備えを用意することが求められています。

また、グローバル化の進展は、地域経済における産業の空洞化という危機をもたらしたが、その一方で、地域資源を活用するなど、中小企業においても、沼津らしさを生かすという視点で経営を行っていく必要があります。

このような中で、本市経済の中核を担う中小企業の振興は、本市の発展にとって不可欠であることを改めて認識する必要があります。ここに私たちは、中小企業の振興を本市の重要な施策として位置付けるとともに、市や企業、市民等が果たすべきそれぞれの役割を明らかにし、協働して中小企業の振興を図るため、この条例を制定します。

１　目的

この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市の中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

2　定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第２条第１項に規定する中小企業者及び同条第５項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

⑵　中小企業支援機関　商工会議所、商工会、商店街振興組合、中小企業団体中央会、農業協同組合、漁業協同組合その他の中小企業の支援を行う団体をいいます。

⑶　大企業者　中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

⑷　金融機関　銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者をいいます。

⑸　教育機関等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校その他教育活動を行う機関をいいます。

3　基本理念

⑴　中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を促進することにより、行われなければなりません。

⑵　中小企業の振興は、中小企業が、多様な事業活動を通じて地域経済の活性化を促進し、市民生活の向上に寄与するという重要な役割を担っているとの認識のもとに行われなければなりません。

⑶　中小企業の振興は、中小企業者、中小企業支援機関、大企業者、金融機関、教育機関等、市民及び市が協働して、行われなければなりません。

4　市の責務

市は、前条の基本理念にのっとり、国や県等と連携して、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

5　中小企業者の責務

⑴　中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応するために、経営の革新及び経営基盤の強化に自主的に取り組み、需要の創出に努めるとともに、雇用の機会の提供、人材の育成、従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めなければなり

ません。

⑵　中小企業者は、市民生活の向上において重要な役割を担っているという自覚のもとに、その積極的かつ主体的な事業活動を通じて、より豊かで暮らしやすい市民生活の実現に貢献するよう努めるものとします。

⑶　中小企業者は、相互に連携し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

6　中小企業支援機関の役割

中小企業支援機関は、中小企業者の事業活動を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

7　大企業者の役割

大企業者は、中小企業の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者との連携を図るとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

8　金融機関の役割

金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金供給、経営相談その他の方法により支援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

9　教育機関等の役割

教育機関等は、教育活動を通じて、地域経済や市民生活における中小企業の役割について理解が深まるよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

10　市民の役割

市民は、中小企業が地域経済の活性化及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者が生産し、製造し若しくは加工した物品を購入し又は提供する役務を利用するよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

11　施策の基本方針

市は、中小企業の振興に関する施策を実施するにあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

⑴　中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を支援すること。

⑵　中小企業者の創業を支援すること。

⑶　中小企業者に対する円滑な資金供給を支援すること。

⑷　中小企業者の販路の開拓を支援すること。

⑸　中小企業者や教育機関等とのネットワークを強化し、学生等の中小企業者への就職を促進すること等により、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保を支援すること。

⑹　中小企業者における女性、若年者、高齢者等の就労環境の整備を支援すること。

⑺　中小企業者の円滑な事業承継を支援すること。

⑻　中小企業者の災害時に備えた事業継続にかかる取り組みを支援すること。

⑼　市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めること。

⑽　中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

12　中小企業振興会議

⑴　中小企業の振興を図るため、沼津市中小企業振興会議（以下「会議」という。）を置きます。

⑵　会議は、次に掲げる事務を行います。

①　市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する必要な事項を調査審議すること。

②　中小企業の振興に関する必要な事項について、市長に意見を述べること。

⑶　会議は、委員15人以内をもって組織します。

⑷　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

①　学識経験者

②　中小企業者を代表する者

③　中小企業支援機関を代表する者

④　大企業者を代表する者

⑤　金融機関を代表する者

⑥　教育機関等を代表する者

⑦　公募による市民

⑧　その他市長が適当と認める者

⑸　委員の任期は、２年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。